

青少年の健全育成の推進

1. 青少年の体験活動の推進

(前年度予算額 241,357千円)
26年度概算要求額 295,017千円

【要求要旨】

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するため、全ての青少年の生活に体験活動を根付かせ、社会との関係の中で自己実現を図れるよう、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実するための取組を推進する。

【要求内容】

- (1) 子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業【新規】 15,002千円
「地域」を基礎として、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」を設置する。
【地方公共団体へ委託】
(59,852千円)
- (2) 青少年教育施設を活用した国際交流事業【拡充】 98,510千円
青少年教育施設を中核として、周辺のスポーツ・文化施設及び教育関係機関等と連携しながら、地域の特性を生かした自然体験活動等を通じて東アジアを中心とした海外の青少年との相互交流を実施する。
【民間団体等へ委託】

(参考：東日本大震災復興特別会計)

- 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 400,365千円
【新規】

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

【福島県へ補助（補助率1/2）】

2. 子供の読書活動の推進

(前年度予算額 39,150千円)
26年度概算要求額 83,073千円

【要求要旨】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成25年5月17日に閣議決定されたところであり、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

[要求内容]

- (1) **子供の読書活動の推進等に関する調査研究【新規】** **20,167千円**
第三次子ども読書基本計画を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する取組についての評価・検証と今後の施策の基礎資料とするための調査分析を行うとともに、子供の電子書籍の利用状況等に関する実態調査を行う。
【民間団体等へ委託】 **(29,350千円)**
- (2) **読書コミュニティ拠点形成支援【拡充】** **53,106千円**
学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や子ども読書活動推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策（家読、ビブリオバトル^{うちどく}）等に関する情報提供等を行う。
【都道府県教育委員会等へ委託】

3. 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

(前年度予算額 64,706千円)
26年度概算要求額 92,561千円

[要求要旨]

インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、関係府省庁やPTA等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進する。

[要求内容]

- (1) **地域における有害情報対策推進事業【拡充】** **(24,801千円)**
42,250千円
スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、新たな課題等の青少年や保護者への普及・啓発、ネットパトロールの推進、ネット上の誹謗中傷対策、適切なソーシャルサイト利用等、先進的な取組を充実させ、地域における有害対策を推進する。
【都道府県、民間団体等へ委託】
- (2) **青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業【新規】** **10,406千円**
青少年のスマートフォンを所有する割合や、スマートフォンなどを通じてインターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、ネット依存への対策が課題となっていることから、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラム等を実施し、ネット依存対策の確立を図る。
【民間団体等へ委託】

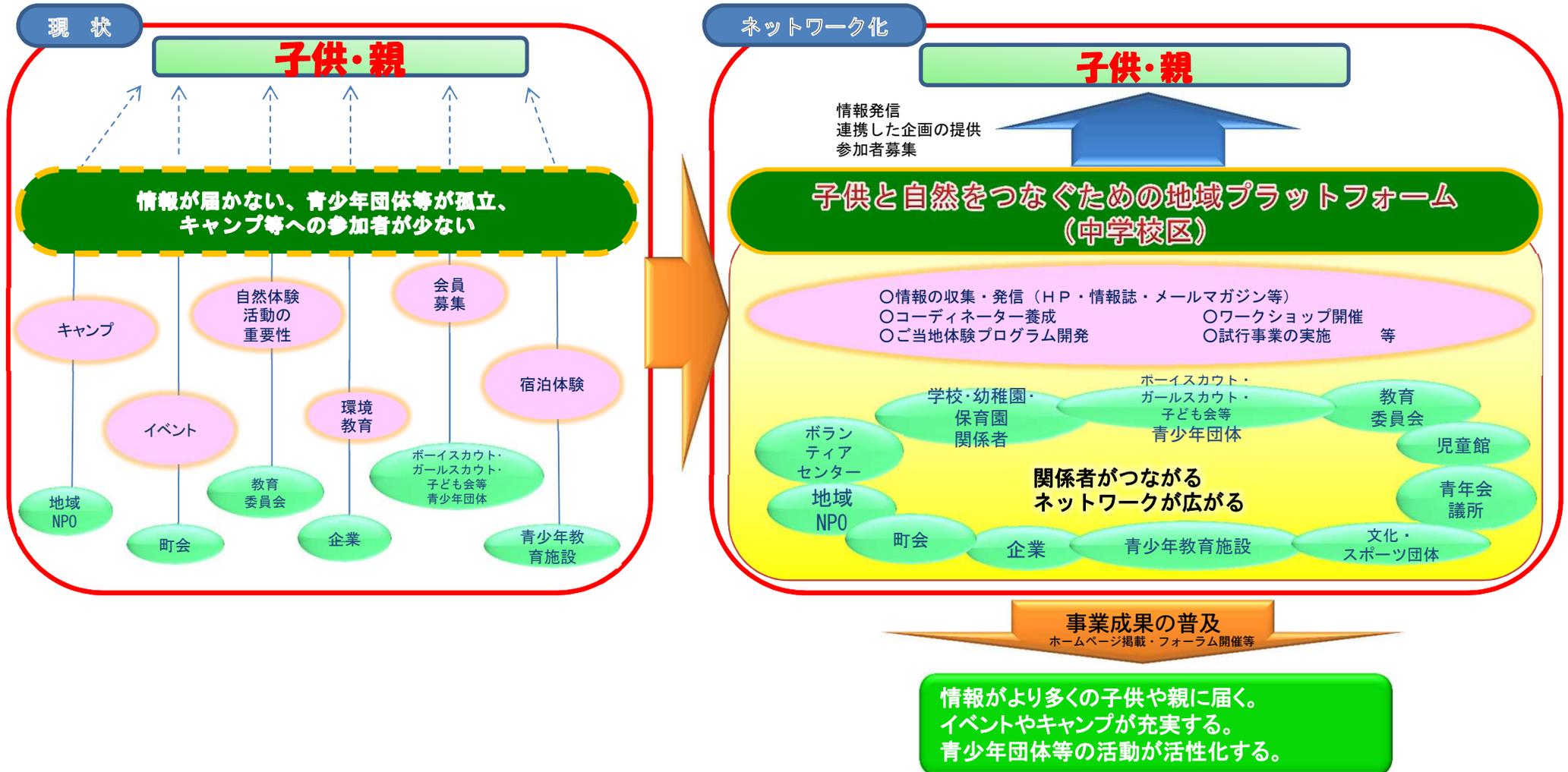
子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業

(新 規)

26年度概算要求額：15,002千円

青少年の自然体験活動の推進を図っていくためには、「今後の青少年の体験活動の推進について」（H25.1.21 中教審答申）で提言されているように、地域の様々な関係者が協力し、地域の教育資源を活用した持続的な取組を活性化させていくことが重要である。

そのためには、「地域」を基礎として、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等を「ネットワーク化」し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」が必要である。



青少年教育施設を活用した国際交流事業

(前年度予算額：59,852千円)
26年度概算要求額：98,510千円

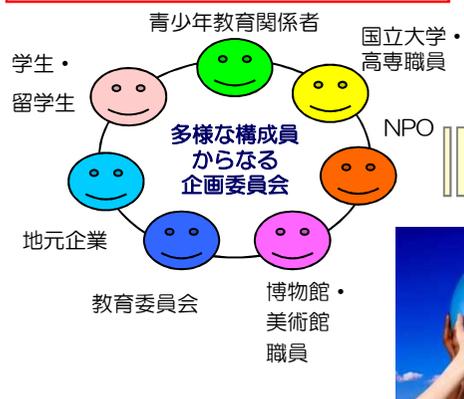
経緯

- 異なる文化や価値観による考え方を受け入れる能力や態度を育成する必要(中教審答申(平成25年1月25日))
- 子どもたちに国際的な視野を持たせる様々な交流機会の提供(教育振興基本計画(平成25年6月14日))
- グローバル人材育成のための青少年交流等の機会充実(グローバル人材育成戦略(平成24年6月4日))
- 海外の青少年招聘事業の実施、日本の青少年との交流(観光立国推進基本計画(平成24年3月30日))

目的

日本と海外の青少年との体験活動・交流プログラムを提供することで、海外の青少年の日本に対する理解増進を図るとともに、東アジアを中心とした海外の青少年との国際交流体験を通じて、日本の青少年の国際的視野を醸成し、東アジアの中核を担う次世代リーダーを養成する。

交流プログラムの企画立案



国際交流プログラムの実施



年代、語学力・コミュニケーション能力レベルに応じた国際交流体験を通して、多層に渡るグローバル人材を育成

【プログラム例】

小中高で英語を実践的に使う機会に



書写授業体験

伝統文化体験



異なる文化に触れる機会に

質の高い体験活動・交流プログラムの提供

効果

<教育的効果>

- ・国際的視野の醸成
- ・次世代リーダーの養成
- ・異なる文化や価値観の理解
- ・コミュニケーション能力の向上

<社会的効果>

- ・地域のつながりの強化
- ・地域の社会的活動を担う人材の育成
- ・地域経済の活性化

<その他効果>

- ・日本に対する理解の増進
- ・将来の親日層の形成
- ・観光産業、文化関連産業の振興
- ・リピーター訪問客の拡大

- ・国際交流プログラムにおいて、中心的な役割を果たした、又は海外に深く興味をもった日本の青少年を交流相手国へ派遣。
- ・リーダーシップを発揮させる場の充実。

国際的に活躍できる人材の育成



福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(新規)
26年度概算要求額 : 400,365千円
(東日本大震災復興特別会計 : 400,365千円)

背景

①子ども・被災者支援法

《第8条》国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、…**自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**…その他の必要な施策を講ずるものとする。(平成24年6月27日法律第48号)

②被災者支援パッケージ

子供をはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて、「子どもの元気復活」として「**福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。**」(平成25年3月15日)

③福島県からの要望

「子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育成するため、**体験活動や交流活動に対する支援**を充実することができるよう財源を確保すること。」
(平成25年6月12日「再生・復興に向けた要望」、平成25年7月31日「平成26年度予算に向けた緊急要望」)

学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動・交流活動を支援

事業内容

- (1) 対象者 福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）
(2) 実施主体 福島県（教育委員会）
(3) 対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
○自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）
○福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
福島県内【1泊以上】
※ただし、社会教育団体等が実施する場合は、夏休みや冬休みを利用した1週間以上
福島県外【1週間以上】
※ただし、福島県が適当と認めた場合に限る
(4) 補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費（補助率1/2）



「子どもの元気復活」に資する

子供の読書活動の推進等に関する調査研究

(新規)
26年度概算要求額：20,167千円

現 状

- ◆子供の読書活動の現状は、依然として学校段階における差が生じており、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にある。(平成24年度)
- ◆市町村における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画である市町村推進計画の策定率は、市76.4%、町村45.3%であり地域間の差が顕著となっている。(平成24年度)
- ◆電子書籍が急速に普及しているものの、子供の電子書籍の利用状況や読書活動に与える影響等のデータの把握が出来ていない。

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の目標等(平成25年5月17日閣議決定)

- ◆不読率を今後10年間で半減(平成34年度:小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下)を目標に、おおむね5年後に、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下を目指す。
- ◆市町村推進計画の策定率を、第三次計画の期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画の策定を目指す。
- ◆第三次計画では、「近年の情報通信技術の発達は、子供の読書環境にも大きな影響を与える可能性がある」、「電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある」とされている。

調査研究の実施

文部科学省
(委託事業)

民間団体

調査研究検討委員会の設置

【検討委員会のメンバー構成】

- 読書関係有識者
 - 読書推進団体
 - 教育関係者 ●行政関係者
- ※文部科学省連携

I 子供の読書活動の取組に関する調査研究

○高校生の不読率改善のための調査分析

- ・読書活動優秀実践校における読書活動の実態把握(不読率、学年別、男女別等)
- ・学校における読書活動との分析評価
- ・地域における読書活動との分析評価

○市町村推進計画策定率向上に向けた調査分析

- ・問題点の把握と分析
- ・策定率が高い都道府県と域内の市町村の調査分析
- ・計画策定までの取組内容の分析評価

II 電子書籍に関する実態調査

- ◇電子書籍の利用状況等に関する調査
 - ◇電子書籍の意識に関する調査
- ※調査対象:小学生・中学生・高校生・保護者



子供の読書活動に係る環境整備と促進



読書コミュニティ拠点形成支援

(前年度予算額 : 29,350千円)
26年度概算要求額 : 53,106千円

子供の読書活動

「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)

【背景】 子供の読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成25年5月17日閣議決定(今後おおむね5年間(平成25年度～平成29年度)にわたる施策の基本方針と具体的な方策)

○ 基本の方針 —第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(抜粋)

- (1)家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める
- (2)家庭、地域、学校において子供が読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備、充実に努める
- (3)子供の自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める

【現状】 子供の読書量: 1か月の不読率 小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2% ※H24年度データ

地域間の格差: 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率 59.8% ※H24年度データ

公立図書館の設置率 市(区)立98.3%、町立60.1%、村立25.0% ※H23年度データ

【目標】 不読率の改善: 今後10年間で不読率を半減させることを目標に、おおむね5年後(H29)に、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下を目指す
市町村推進計画: 市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画の策定を目指す

【事業】

○ 子供の読書活動推進ネットワークフォーラムの開催

学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や子ども読書活動推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策や財政措置等に関する情報提供等を行う。

(フォーラムのプログラム例)

- ・「子ども読書活動推進計画」や「学校図書館図書整備5か年計画」等による学校図書館の整備充実方策に関する情報提供
- ・学校、公立図書館、読書ボランティア団体等による取組事例発表やトークセッション
- ・読書ボランティア団体による読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)の実演
- ・子供の本の展示

○ ホームページによる情報提供

○ 事業企画委員会の開催



子供読書活動推進計画における読書活動の環境

家庭

- ・絵本などの読み聞かせ
- ・子供との読書

学校

- ・国語等を通じた読書活動
- ・朝の一斉読書
- ・学校図書館による支援

公共図書館

- ・豊富な図書からの自由な選択
- ・レファレンスサービス

子供が積極的に読書活動を行う意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を身につける



子供の読書活動を支援

地域の読書ボランティア団体



読み聞かせ



ブックトーク



環境整備支援

子供の読書活動に係る環境整備を促進

地域における有害情報対策推進事業

(前年度予算額:24,801千円)
26年度概算要求額:42,250千円

《 現 状 》

- スマートフォンなど多様なインターネット接続端末の普及とともに、青少年が長時間利用することにより、ネット上の誹謗中傷や、インターネットを通じた犯罪・トラブル等に巻き込まれたりしている。

《 方 針 》

- 「青少年インターネット環境整備法」に基づく、第2次基本計画(H24.7.6子ども・若者育成支援推進本部決定)において、特に留意すべき課題として①スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、②保護者に対する普及啓発の強化及び③国、地方公共団体、民間団体の連携強化があげられている。

《 地域における有害情報対策推進事業の実施 》

【都道府県、民間団体等へ委託】

- スマートフォンなど日々進化し急速に普及していくネット環境に対応するため、新たな課題等の青少年や保護者への普及・啓発、ネットパトロールの推進、ネット上の誹謗中傷対策、適切なソーシャルサイト利用等、先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する。

【取組体制の整備】 以下のようなメンバーが連携して、事業を企画・運営



【指導者育成・普及啓発】

メディアリテラシー指導員養成講座・
フィルタリング普及啓発事業の実施



【ネットパトロール】

インターネット上での見守り体制の構築、青少年が利用するコミュニティサイト等の監視



【ウェブ・電話相談】

メール・電話による相談業務を行い、誹謗中傷トラブルに巻き込まれた子どもたちの相談体制を構築



【ネット上のトラブル改善プログラム開発】

ネット上のトラブルに対応するためのプログラムを実施



《 事業成果の普及 》

- ネット安全安心全国推進フォーラムの開催や事例集等を作成し、ホームページで委託事業の成果を広く普及。



《 効 果 》

- フィルタリングの利用増加
- 携帯電話やスマートフォンなどの正しい利活用
- インターネットを通じた犯罪の被害児童の減少



青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業

(新規)

26年度概算要求額：10,406千円

現状

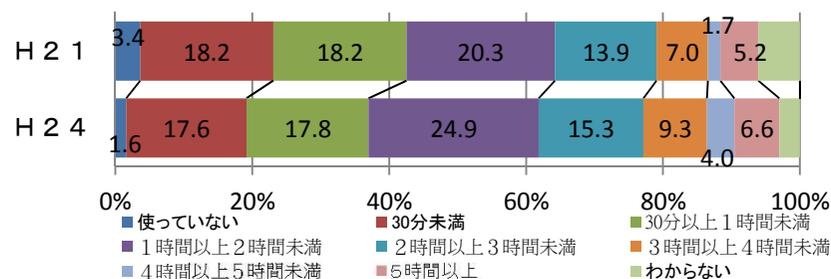
◆ 青少年による携帯電話を通じたインターネット利用が長時間化。

◇ 2時間以上利用
 平成21年度：27.8%
 平成24年度：35.1%

◇ 利用平均時間
 平成21年度：77.5分
 平成24年度：97.1分

◆ インターネット等が自分の意思ではやめられない
 いわゆる「インターネット依存」は、全国の中高生で51万8千人。
 (厚生労働省研究班(平成25年8月公表)調査)

青少年の携帯電話のインターネット利用時間 内閣府(青少年のインターネット利用環境実態調査)



課題

- 若い世代は、「オンラインゲーム」、「ソーシャルゲーム」などに依存しやすい。
- スマートフォンの普及により、青少年のネット依存の増加が予想される。
- 日本ではインターネット依存を解消する対策方法などが確立されていない。



事業の実施

プログラムの 企画立案・評価検証



青少年教育施設を活用したプログラムの実施

社会的な能力を身につけることで、ネットの使用時間を自ら調整する力を育む

【概要】

◆ 参加者がインターネットから離れて、規則正しい集団生活を体験(1週間程度)

【プログラム(例)】

- ◆ 自然体験活動
- ◆ コミュニケーションを通じた活動
- ◆ 自主的にスポーツに取り組む活動
- ◆ 規則正しい生活と健康的な食事の指導



※併せて家族支援プログラムを実施



※
 【韓国におけるインターネット依存対策】
 平成19年からネット依存の子どもたちを対象に
 11泊12日のキャンププログラム(レスキュースクール)を実施

青少年のネット依存対策の確立